回数が基準年度の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するものに限る。）又は東京国際空港に着陸する航空機のうち国際旅客チャーター便であるものであって東京空港事務所に提出した運航計画書において到着時刻を午前二時から午前三時五十九分までの間に設定しているもの（使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するものに限る。）			
八　東京国際空港、新千歳空港若しくは北九州空港に着陸する航空機（国際航空に従事するものであって、貨物の運送を行うもの（国際貨物チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、貨物の運送を行うものをいう。以下同じ。）を除く。）に限る。）のうち事業計画において到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもの又は東京国際空港、新千歳空港若しくは北九州空港に着陸する航空機のうち国際貨物チャーター便であって東京空港事務所、新千歳空港事務所若しくは北九州空港事務所に提出した運航計画書において到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもの（十四の項に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ若しくはウ又は一㈣オの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額	
九　東京国際空港に着陸する航空機のうち国内航空に従事するもの（使用料告示一㈣キ(a)ただし書に規定するもの並びに十二の項及び十三の項に掲げるものを除く。）	関西国際空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港又は鹿児島空港を使用空港とする路線に係る航空機 釧路空港、函館空港、高知空港、小松飛行場、美保飛行場、岩国飛行場又は徳島飛行場を使用空港等とする路線に係る航空機	平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に三分の二を乗じた金額 使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に五分の二を乗じた金額

ち国際旅客チャーター便であるものであって東京空港事務所に提出した運航計画書において到着時刻を午前二時から午前三時五十九分までの間に設定しているもの（使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準期間の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するものに限る。）			
七　東京国際空港、新千歳空港若しくは北九州空港に着陸する航空機（国際航空に従事するものであって、貨物の運送を行うもの（国際貨物チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、貨物の運送を行うものをいう。以下同じ。）を除く。）に限る。）のうち事業計画において到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもの又は東京国際空港、新千歳空港若しくは北九州空港に着陸する航空機のうち国際貨物チャーター便であって東京空港事務所、新千歳空港事務所若しくは北九州空港事務所に提出した運航計画書において到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもの（十三の項に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ若しくはウ又は一㈣オの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額	
八　東京国際空港に着陸する航空機のうち国内航空に従事するもの（使用料告示一㈣キ(a)ただし書に規定するもの並びに十二の項及び十三の項に掲げるものを除く。）	関西国際空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港又は鹿児島空港を使用空港とする路線に係る航空機 釧路空港、函館空港、高知空港、小松飛行場、美保飛行場、岩国飛行場又は徳島飛行場を使用空港等とする路線に係る航空機	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に三分の二を乗じた金額 使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に五分の二を乗じた金額